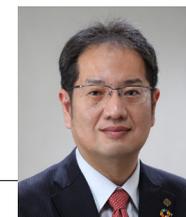


特定地域づくり事業協同組合の円滑な 設立や運営に向けた伴走型支援の展開

—「特定地域づくり事業」全国一の先進県を目指して!—

坂本 和俊

鹿児島県中小企業団体中央会 連携情報課 課長



要旨

鹿児島県は離島が多く、高校卒業者のほとんどが進学や就職で域外に流出するなど、地域産業に与える影響は深刻化しています。

令和2年6月に施行された「特定地域づくり事業協同組合」制度は、地域の担い手不足解消や定住人口増加など様々な課題の解決を目指していることから、当初から高い関心を持ち、徹底的に研究を行ってきました。

また、国・県等の関係機関とは積極的な連携体制の構築に努めるとともに、特定地域づくり事業の実施主体となる市町村すべてを定期的に巡回するほか、毎年度継続して「特定地域づくり事業協同組合シンポジウム」を企画・開催するなど、制度普及や組合設立を強力に促進してきました。

その結果、本県では離島7組合、本土2組合の計9組合（令和6年12月27日現在で全国第2位）が認定を受け、各地で特定地域づくり事業（労働者派遣事業等）が活発に行われています。

加えて、労働者派遣事業の実務などきめ細かな伴走型の運営支援を行うため、県事業の予算化実現（特定地域づくり事業アドバイザー派遣事業）に積極的に取り組みました。

さらに、全国で初めて特定地域づくり事業協同組合による協議会組織を立ち上げるなど、前例なき取り組みを強力に推進することで、唯一の連携組織専門支援機関としての役割を十分果たすと同時に、中央会の知名度向上等にも大きく貢献することができました。

01 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

特定地域づくり事業協同組合制度は、令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が根拠法です。

平成27年の国勢調査で国内総人口は初めて減少に転じ、今後も減少が続く見通しとなっていることや、若者の域外流出等により地域産業の担い手が大きく減少していることなどが立法の背景となっています。

このため、過疎地などの人口急減地域では、定住希望者を呼び込むことが急務ですが、例えば「農業の繁忙期は冬」「観光産業は夏だけが忙しい」など年間を通じた安定した仕事が少ないことが現状であり、UIJターンの大きなボトルネックとなっています。

制度の基本的なスキームは、地域の事業者4社以上により特定地域づくり事業協同組合を設立し、地域の仕事を組み合わせることによって年間を通じた雇用の場を創出し、組合が正規職員として地域内外の若者等を採用し、組合員等の地域事業者に派遣（労働者派遣）をするものです。

総務省が作成した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月）」には、特定地域づくり事業協同組合制度の基本的な仕組みを以下のとおり記載しています。

- ① 地域人口の急減に直面している地域において、
- ② 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
- ③ 特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
- ④ 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- ⑤ 労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
- ⑥ 組合運営費について財政支援を受けることができるようにする

本制度を円滑に活用することで、安定した雇用環境（社会保険の加入等）や給与水準が確保され、地域内外の若者等を呼び込むことが可能となり、ひ

いては地域社会の維持・発展につながります。

なお、特定地域づくり事業協同組合が採用した派遣職員の人件費や事務局運営コストについては、本来、派遣先（組合員等）からの派遣手数料や賦課金で賄うべきところ、市町村から2分の1の財政支援（補助金）を受けられることが大きな特徴です。

加えて、市町村が組合に交付した補助金の大部分を、国が交付金や特別交付税でカバーする仕組みとなっているため、市町村にとっても過度な負担なく事業が実施できることも特筆すべき点です。



02 特定地域づくり事業協同組合制度の普及に向けた初動

私は、令和2年4月に総務企画課から連携情報課に異動となり、上職から特定地域づくり事業協同組合の設立や運営の支援を担当するよう指示がありました。

そこで、総務省が福岡県で開催した制度説明会に出席するとともに、派遣元責任者講習を受講し、労働者派遣事業のイロハを学びました。

また、特定地域づくり事業を担当する県地域政策課や、労働者派遣事業を所管する鹿児島労働局需給調整事業室を訪問し、中央会が本気になって制度普及や設立促進に努めていくことを説明し、連携や協力を強く要請しました。

一方で、本県は南北600kmと広域な県土を擁しているため、特に離島に出張する場合、多額の旅費が必要となります。

そこで、県内各市町村を訪問し、制度説明会を開催するための旅費や制度普及リーフレットの作成費については、全国中央会の小規模事業者組織化指導事業（小規模事業者連携促進事業）を活用することとしました。

特定地域づくり事業協同組合の設立支援にあたっては、「受身型（待ち）」ではなく、「能動型（攻め）」支援を行う方針を課内に打ち出しました。

「設立相談を待つ」のではなく、市町村など関係機関を訪問し、案件の発掘を行う方が、設立に漕ぎ着けた際に担当職員が達成感を実感でき、コーディネート力の強化にもつながると考えたからです。

しかし、最初の壁が新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の蔓延でした。令和2年のGW前後から県内では感染者数が急増し、各市町村への出張はおろか、職場への通常出勤さえ厳しい状況となり、在宅勤務が導入されることになったのです。

このため、感染症初期の蔓延期間中は具体的なアクションをあきらめ、自宅で総務省が策定したガイドラインに加え、厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を徹底的に読み込むなど、制度や実務の徹底的な理解に努めました。この期間は決して無駄ではなく、研鑽に励んだ内容は設立後の運営支援で大きく役立てることができました。

また、当課の係長が中心となって、制度普及用のリーフレットを作成しました。本リーフレットは「漫画形式で非常に分かりやすい」と好評をいただいたことから、先行事例等を取り入れるなど毎年度更新しています。

このような毎日が過ぎ、夏が近づいた頃、和泊町（沖永良部島）地域おこし協力隊OBの金城真幸氏より、特定地域づくり事業協同組合設立に向けた支援要請があったのです。



令和6年度版リーフレット

03 県内第一号の設立支援（えらぶ島づくり事業協同組合）

私自身、県内すべての特定地域づくり事業協同組合設立に一定の関与をしてきましたが、一番印象に残っているのは初めての設立支援となった「えらぶ島づくり事業協同組合」です。

金城氏は、平成29年5月より令和2年3月までの約3年間、地域おこし協力隊

員として集落活性化や農泊推進などに従事してきました。

鹿児島市の550km南に位置する沖永良部島は、和泊町と知名町で構成された人口約12,000人の島で、花卉等の農業が基幹産業となっています。これまで島内の農家では外国人技能実習生を受け入れてきましたが、失踪等が多く発生したこともあり、金城氏は新たに創設された特定地域づくり事業協同組合制度に着目したのです。

感染症が小康状態となった令和2年9月、私は沖永良部島を訪問し、両町役場を訪問するとともに、第1回目の制度説明会を開催しました。

本説明会には30名近い地域事業者が参加しました。その後、第2回目、第3回目の説明会を開催し、組織化に向けた具体的な検討を重ねた結果、最終的には、農業、ホテル業、介護事業、小売業など8社により設立することになったのです。

最初の支援案件のため、事業計画や収支予算書の組み立て方に苦心しましたが、組合設立認可申請書、特定地域づくり事業協同組合認定申請書等の作成支援を行い、併せて両町役場が国に提出する交付金関係のサポートを実施したところ、早期設立に漕ぎ着けることができました。

令和3年3月には創立総会が開催され、間もなく設立認可を受けることができました（全国第13例目）。

ちょうどその頃、総務省から「複数市町村による全国初の設立となる」旨連絡があり、金城氏や両町の関係者も大変喜んでいました。特に、役場サイドでは、全国の成功事例も少ない中、議会対応や補助金の按分方法といった調整で大変苦勞をされたと思いますが、私自身としてもこうした案件に関与できたことは光榮であり、ノウハウの蓄積等につなげることができました。

その後も必要な手続きを着実にを行い、令和3年7月より派遣職員（マルチワーカー）の募集活動を開始しました。事務局長（兼派遣元責任者）に就任した金城氏が、昼夜を問わずオンラインで面接を行った結果、短期間で移住者等を採用することができました（平均年齢26.5歳）。



組合提供（一番左が金城局長）

ここで、採用された派遣職員のうち、代表して2名を紹介します。

★20代女性

海外の一流ホテルで勤務した経歴を持ち、島内第三セクターの宿泊施設に派遣された。同施設の従業員にとっても一流の接客技術を学ぶ良い機会となり、職場ムード向上のきっかけになった。

★30代女性

民間の高齢者施設（グループホーム）に派遣された。介護業務は未経験で、最初は戸惑いを感じたが、様々な介護施設等への派遣を通じて徐々にやりがいを感じ、現在では介護福祉士国家試験合格を目指して研鑽に励んでいる。

派遣就業開始までの期間、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）上の留意事項や各種書類の適正な作成方法等について繰り返し指導を行いました。特に、令和2年度より労働者派遣にも「同一労働同一賃金」が適用されることになり、派遣労働者の待遇として「派遣先均等・均衡方式」又は「労使協定方式」の導入が義務付けられたのです。

多くの派遣元では、「労使協定方式」を導入していますが、労使協定書の原案作成にあたっては留意すべき事項が多く、また職員の待遇面に直結することから、特に慎重なサポートを行いました。

労働者派遣事業は厚生労働省（都道府県労働局）が所管しています。本県では、労働局による定期指導（実際に組合を訪問し、ヒアリングや法定書類等を確認するもの）が行われていますが、仮に是正勧告等を受けると、組合の信用力低下を招くことになります。

そこで、組合が作成した法定書類の確認はもちろん、給与計算の方法、雇入時安全衛生教育や健康診断の実施方法などきめ細かな支援を行いました。こうした支援を続けた結果、第2例目以降の組合でも労働局から大きな指摘を受けたことはなく、組合関係者はもとより労働局の担当者からも「中央会の支援はしっかりしている」と高い評価をいただくことができました。

当初、これらの支援はオンラインで行ってきましたが、書類の相互確認や

修正支援に相当の時間を要したことや、踏み込んだやり取りが困難であったことから、現地指導の必要性を感じるようになりました。

このことが、後に県に対して「特定地域づくり事業アドバイザー派遣事業」の予算化を要望するきっかけとなったのです（詳細は後述）。

04 特定地域づくり事業協同組合シンポジウムの開催を通じた設立支援

えらぶ島づくり事業協同組合の設立や運営支援を通じて、一定のノウハウを習得できたことから、第2例目以降の設立についても、強力に推進していくことになりました。

まずは、6名の課職員全員が自信をもって制度周知や制度説明会の講師役を務めていくことが先決と考え、本会オリジナルの「説明会資料」や「手続きフロー図」を作成しました。

特に、「手続きフロー図」は、発起人・市町村・中央会の三者が各段階で行うべき作業を「見える化」したものであり、関係者から大変喜んでいただきました。

こうして、課内一丸となって各市町村や地元経済団体（商工会議所、商工会等）を訪問し、各地で制度説明会の開催につなげていきましたが、私自身、一歩踏み込んだ推進策ができないか悩むようになりました。

どのような方策が有効か考え抜いた結果、先行事例の関係者（組合事務局、役場、派遣先、派遣職員）の生の声を聞いていただく機会や意見交換の場を作ることで、一層の設立促進につなげていくことが効果的との結論に至った



オリジナル説明資料

のです。

このようなことがきっかけとなり、「特定地域づくり事業協同組合シンポジウム」(以下、「シンポジウム」という。)を実施することになったのです。

第1回目となるシンポジウムは、令和4年1月に沖永良部島(知名町)で開催することになりました。

前例の無い事業のため、まずは詳細な企画書を作成し、中央会内部での合意形成を図りました。また、一定の予算が必要でしたが、先述の小規模事業者連携促進事業を活用することとしました。

続いて、現地を訪問し、組合や両町関係者に対して講師やパネリスト登壇や開催準備の協力を要請したところ、快諾をいただきました。

さらに、総務省担当課への出講依頼や関係機関への後援依頼、県内事業者や市町村等に対する開催告知に加えて、マスコミへの取材要請など、準備は目まぐるしく進みました。

初めて使用する会場においてハイブリッド形式で開催するため、様々な不安もありましたが、組合や役場の皆様に協力をいただき、当日はオンラインを合わせて100名近い参加のもと、盛大に開催することができました。

初日は、総務省担当課による制度説明、えらぶ島づくり事業協同組合の金城局長による事例発表に続き、組合事務局、役場担当者、組合員、派遣職員を交えたパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションでは、私がコーディネータを務めましたが、今後の設立希望者の機運が一層高まるよう、それぞれの関係者(パネリスト)から上手に生の声を引き出すよう努めました。

また、初日終了後には、感染に注意しながら懇親会を開催し、参加者間による交流を行うとともに、翌日には実際の派遣現場を視察することで、参加者に特定地域づくり事業の魅力や成果を習得いただくなど、盛会裏に終了できました。

なお、2日間のシンポジウムの様子は、地元新聞社(南海日日新聞社・奄美新聞社)の取材を受け、一面に大きく報道されたことで、制度のさらなる周知が進むとともに、中央会の知名度が大きく向上しました。

以降、シンポジウムは毎年度継続して開催しています。第2回目は沖永良部島(和泊町)で、第3回目は奄美群島の中心部である奄美市で、そして第4回

目は県都・鹿児島市で開催しました。

いずれも現地・オンライン参加を含めて100名近い参加者があり、参加した市町村や事業者から制度説明会の開催要請を受けるなど、後の組合設立につながることができました。

また、第3回目以降は後続組合の関係者にも講師やパネリストとして登壇いただくなど、地域の実情に応じた様々な事例を紹介できるよう工夫を重ねています。

参加者からは、「学びが多く、充実したシンポジウムであった」、「特定地域づくり事業協同組合の設立に向けたモチベーションが上がった」、「ぜひ地域事業者を対象に制度説明会を開催してほしい」といった感想や要請をいただくなど、大きな成果につながることができました。



令和6年度シンポジウム

【各年度のシンポジウムの開催状況】

年度	開催地	テーマ
R3	沖永良部島	皆様の課題を「特定地域づくり事業協同組合制度」が解決します!
R4	沖永良部島	「労働者派遣制度」と「職業紹介事業」を組み合わせた地域人材確保策
R5	奄美市	設立パターン別から学ぶ設立・運営事例
R6	鹿児島市	特定地域づくり事業の成功に向けた環境整備

05 特定地域づくり事業協同組合設立後の伴走型運営支援について

全市町村への制度周知訪問やシンポジウムの開催により、制度や中央会の認知は確実に高まってきました。

奄美群島の与論町や伊仙町でも設立に向けた準備が着実に進み、また種子島（西之表市・南種子町）でも制度説明会がスタートしました。

本会では、各地域からの要請に丁寧に対応し、制度の理解や事業の要となる派遣元責任者の発掘に向けたサポートを展開しました。

このように県内各地で組合設立の芽が誕生することは嬉しい限りです。一方で、「設立支援」だけではなく、設立後の「運営支援」を十分に行わなければ、中央会の存在価値は無いに等しいと感じたのも事実です。

特に、労働者派遣法をはじめ労働諸法令では、数多くの書類整備が義務付けられていることから、現地での指導が欠かせません。

離島で現地指導を行うためには多額の旅費が必要となりますが、先述の小規模事業者連携促進事業による補助は組合設立前の経費に限定されています。

内部で費用の捻出方法を検討しましたが、県内で500組合近くがある中、特定地域づくり事業協同組合に特化した新たな予算を捻出することは困難でした。

そこで、特定地域づくり事業を所管する県地域政策課に対して、新たな事業費の予算措置を要望することとしました。早速、要望書を作成し、「特定地域づくり事業の成功には伴走型の運営支援が不可欠なこと」「組合側も中央会の現地指導を求めていること」「特に、離島には労働者派遣に精通した社労士等が開業していないこと」などを強く訴えました。

粘り強く要望を行った結果、令和4年度より「特定地域づくり事業アドバイザー派遣事業」が創設され、本会が受託できることになったのです。

本事業では、中央会指導員や専門家（社労士等）が組合を訪問し、運営に必要な指導を行うものです（主な指導実績は以下のとおり）。

なお、組合数が年々増加していること



派遣先を対象とした安全講習会

から、県のご尽力のもと予算も毎年増額されています。また、新設組合に対しては、社労士を講師に招聘し、派遣先（組合員）を対象とした労災事故防止のための講習会等も開催するなど工夫を凝らしています。

【アドバイザー派遣事業による主な指導実績】

- 労働者派遣法に規定する各種書類等の作成・確認
- 派遣先を対象とした安全講習会の開催
- 就業規則や労使協定書の整備
- 派遣職員の待遇向上策
- 補助金実務に即した会計処理の方法

06 鹿児島県特定地域づくり事業協同組合連絡協議会の立ち上げ

県内第6例目は、念願の本土地区（錦江町）での設立となりました。錦江町では新たに就任した町長のマニフェストの一丁目一番地に特定地域づくり事業協同組合の設立が盛り込まれていたことから、就任後間もなく役場を訪問し、説明会の開催など設立に向けた支援に取り組んだものになります。

一方で、本土の錦江町から、先に設立した県最南端の与論島までは600km近く距離があり、交流等が容易にできる環境ではありません。

多くの組合の事務局は一人体制であり、身近な相談相手が少ないことを懸念しており、私自身「何とかして組合間の相互交流や研鑽の場を作りたい」との想いが日に日に強くなりました。

そこで、県内7つの特定地域づくり事業協同組合による「鹿児島県特定地域づくり事業協同組合連絡協議会」（以下、「協議会」という。）の設立を提案することにしたのです。

県内組合や市町村を訪問し、事前に参画の同意をいただき、令和5年6月にはオンラインによる創立総会を迎えることができました。

創立総会には、来賓として総務省、県、鹿児島労働局及び全国中央会にご臨席いただき、心のこもった祝辞を賜りましたが、私達が日々様々な取り組みを推進できるのも関係機関の協力の賜物と感謝に堪えません。

調べてみたところ、特定地域づくり事業協同組合による協議会組織は全国

初めてであり、日本経済新聞等にも掲載いただきました。

なお、協議会の会則の会員種別には、「一般会員」と「特別会員」の2種類を定めました。「一般会員」は県内の特定地域づくり事業協同組合ですが、「特別会員」として特定地域づくり事業協同組合の地区内の市町村が加入できる仕組みを作りました。

この背景には、組合をバックアップする市町村間の交流の場を創出したかったことや、人事異動が行われた場合でも円滑な制度理解に努めていただきたかったことなどが挙げられます。

本協議会の会長は、ヨロンまちづくり協同組合の川畑 力理事長に就任いただき、事務局は中央会が担うことになりました。

初年度は社労士等によるオンライン研修会を開催したほか、都内で開催された「組合まつり in TOKYO」(東京都中央会主催)に出展し、マルチワーカーの働き方の紹介や各地域の魅力発信を行いました。



組合まつり in TOKYO

また、令和6年4月には、中央会と協議会共催で「補助金実績報告書作成相談会」を開催しました。

特定地域づくり事業協同組合は交付金請求の関係上、年度明け速やかに、市町村に補助金実績報告書(決算書を含む。)を提出する必要があります。

しかし、組合事務局単独で3月分の賃金、労働・社会保険料をはじめとした未払額の確定作業や決算書を短期間で作成することが困難なことから、4月1日と2日の2日間、中央会会議室に参集いただき、本会指導員が寄り添いながら作業を行ったのです。

この2日間、組合事務局の担当者は寝る暇を惜しんで書類作成に没頭しました。また、長時間にわたって丁寧なサポートを行った当課の職員にとっても、指導力向上につながる貴重な経験になったと考えています。

令和6年度は会員の要望もあり、関東圏の特定地域づくり事業協同組合や総務省の視察研修を実施しました。



実績報告書作成相談会の様子

なお、協議会立ち上げ時から継続して実施したことは、関係機関への要望活動です。

一例として、県のふるさと人材相談センター(UIJターン希望者に特化した無料職業紹介所)の運用改善があります。これまで同センターが紹介可能な人材は直接雇用に限定されていましたが、そこで、特定地域づくり事業協同組合制度は地域貢献を主眼に置いた制度であるため、派遣労働者の紹介についても認めていただくよう要望書を提出したところ、短期間で改善され、採用活動の円滑化につながったのです。

利用方法(採用までの流れ)

- 登録・利用無料
- ご登録いただける求人の雇用形態は、直接雇用の正社員のみです。(ただし、「特定地域づくり事業協同組合」についてはご登録いただけます。)
- ご登録いただける企業は、県内に就業場所があり、主たる就業場所が鹿児島県内であることが条件となります。
- 採用までの流れは、1登録→2求職者情報のチェック→3リクエスト→4職業紹介→5面談→6採用といった流れになります。

県ふるさと人材相談室HPより

07 事業推進上の課題と今後の展望(まとめ)

これまでの取り組みが功を奏し、令和6年12月末現在、県内では以下の9組合が設立され、各組合では積極的に特定地域づくり事業(労働者派遣事業等)に取り組んでいます。

No.	組合名	地区	知事認定日
1	えらぶ島づくり事業協同組合	和泊町・知名町(離島)	R3. 5.25
2	ヨロンまちづくり協同組合	与論町(離島)	R4. 5.20
3	とくのしま伊仙まちづくり協同組合	伊仙町(離島)	R4.10.18
4	種子島にしのおもて地域づくり協同組合	西之表市(離島)	R4.12.19
5	みなみたね地域創生協同組合	南種子町(離島)	R4.12.19
6	錦江町 MIRAI サポート協同組合	錦江町(本土)	R5. 5.16
7	奄美市しまワーク協同組合	奄美市(離島)	R5. 6.13
8	結いワーク宇検村協同組合	宇検村(離島)	R6. 8.15
9	阿久根地域づくり事業協同組合	阿久根市(本土)	R6.12.13

また、県内各地で設立に向けた準備が進んでいることから、当初の目標に掲げた設立数2ケタを達成できる日も遠くないものと確信しています。

県内の中小企業組合数は、昭和55年の747組合をピークに、現在は500組合弱まで減少していますが、特定地域づくり事業協同組合の設立により、少しでも組合数が増加するとともに、関係者から本会の支援に高い評価をいただけたことは、中央会組織の一員として嬉しい限りです。

しかし、すべてが順風満帆であったわけではなく、常に多種多様な課題に直面してきました。

設立準備段階では、派遣元責任者の適格者が地域内で見つからず、あと一歩のところまで頓挫したこともありました。派遣元責任者は労働者派遣事業の要ですが、「3年以上の雇用管理経験」といった要件が定められており、人口が少ない地域ではこうした条件を充足した者を確保することは容易ではありません。

また、無事設立した組合でも、万事順調ではありません。派遣職員の採用が決定しても移住者向けの住宅が見つからず、辞退の連絡を受けたケースや、派遣した職場や生活環境に馴染めず、短期間で帰郷した事例にも遭遇しました。

特に、地域によっては住宅事情が深刻化しています。空き家があっても老朽化により大規模修繕が必要なケースはもとより、「移住者には貸したくない」といった住民感情が重なるなど、中央会の力では解決困難な課題にも多く遭遇し、心が折れたこともありました。

そのような時に励ましていただいたのは、「特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会」（全国中央会・令和4年度）の委員の方々です。特に、共に1年間、中央会委員に就任した新潟県中央会と高知県中央会の指導員のお二人には、委員会終了後遅くまでそれぞれの課題や解決策をアドバイスいただき、「自分にできることを着実に取り組んでいこう」と気持ちを切り替えることができました。

一方、最近少しずつではありますが、一筋の光明が見えてきました。令和6年4月に施行された改正奄振法（奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律）では、目的規定に「移住促進」が新設されました。また、同法に基づき県が策定した奄美群島振興開発計画に、人材確保策として特定地域づく

り事業協同組合の活用等が盛り込まれたのです。

加えて、本年4月には全国42道府県により「特定地域づくり事業推進全国協議会」が設立され、本県の塩田知事が会長に就任するなど、大きな追い風を感じています。

こうした中、県内の特定地域づくり事業協同組合では、新たな試みを開始しています。

農林水産省の補助事業の採択を受け、農産地間連携の一貫として地域に移住者を呼び込む仕組みを作り出し、最終的には派遣職員の採用に結びつけようとしている事例や、役場から移住相談窓口業務の受託に向けて取り組むケースなど、特定地域づくり事業の成功に向けた積極果敢なチャレンジが行われています。

また、派遣職員が様々な職種を経験する中で、地域で人脈を構築し、組合を卒業（退職）した後に、独立開業する事例が増加しています。後継者難が深刻化する中、高齢事業主の事業承継の受け皿となるケースも期待されており、中央会指導員が活躍できるフィールドは今後ますます拡大していくでしょう。

制度の歴史が浅い中、組合・組合員・派遣職員・市町村と一緒にあって特定地域づくり事業を育てていくことに、私自身大きな「やりがい」を感じています。

私の近頃の楽しみは、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員の方々からお話を伺うことです。先日ある組合でお会いした若い派遣職員は、移住して間もないにもかかわらず、仕事の楽しさや地域の魅力、将来のビジョンを熱弁されていました。

このような若い移住者がいる限り、地方の未来は決して暗いものではなく、持続可能な地域社会の形成や経済の発展に向けて、特定地域づくり事業協同組合はもちろん、中央会が果たしていく役割も今後飛躍的に拡大するものと確信しています。

私自身も、未知なる可能性を秘めた特定地域づくり事業協同組合のさらなる発展に向け、いつまでも「現場主義」を忘れることなく、一層の研鑽に励んでいきたいと考えています。